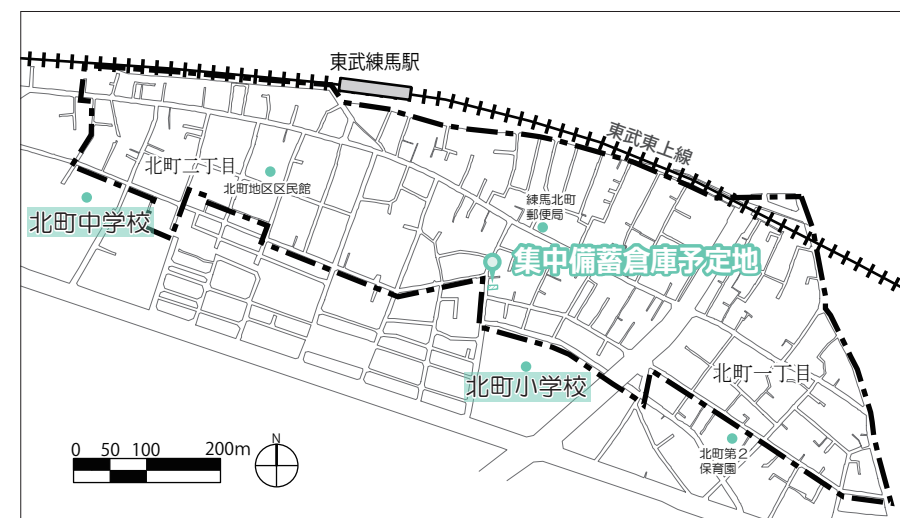


北町地区に集中備蓄倉庫が整備されます

区は、発災時に飲料水や食料等を被災者に迅速に提供するため、避難所となる各避難拠点（区立小・中学校）や集中備蓄倉庫において、物資の備蓄に取り組んでいます。

集中備蓄倉庫は、各避難拠点で物資が不足した際に備えて練馬区各地に整備しています。

整備時期 平成31年4月（予定）



自宅で生活する場合に備え、日ごろから備蓄を心掛けましょう

避難生活の長期化や在宅避難も想定されるため、平常時から災害に備え、各家庭での備蓄をお願いします。

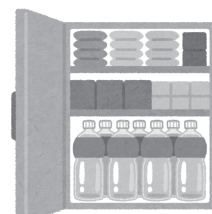
水や食料等は最低3日分、可能な限り1週間分程度を備蓄しましょう！

水

- 飲料水は1人1日3ℓが目安です。
- 消費期限を確かめながら備蓄しましょう。
- 風呂の残り湯は、捨てないでとっておきましょう。断水の場合は、トイレの排水などに使用できます。
- 断水すると手を洗うことも困難になります。ウェットティッシュや消毒液、ゴム手袋などを備えておきましょう。

食料

- レトルト、フリーズドライ、缶詰など各種揃っています。家族の状況や好みに応じて備えておきましょう。
- 乳幼児の粉ミルクや離乳食、子どものおやつも十分に備えておきましょう。
- 持病があるなど特別な食事が必要な人については、「治療食」「アレルギー対応食」などを備えておきましょう。
- 防災のために特別なものだけをを用意するのではなく、できるだけ普段の生活の中に組み込んで、平時に無意識に更新されるものでまかないましょう。



区内の集中備蓄倉庫をご紹介します

西大泉防災備蓄倉庫



公園内に設置されています。

谷原防災備蓄倉庫（内部）



備蓄物資の保管状況です。

北町地区まちづくりニュース

平成31年3月 第60号
(2019年)

発行：練馬区都市整備部東部地域まちづくり課
編集協力：練馬区総合計画研究所
(まちづくりコンサルタント)

北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めています。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。

今回のニュースでは、北町一丁目地区地区計画の素案説明会の開催報告と素案の内容について、集中備蓄倉庫の整備の予定についてお知らせします。

開催報告 北町一丁目地区地区計画の素案説明会を開催しました

平成8年度より行ってきた密集事業は平成31年度で終了する予定です。北町一丁目地区では、平成26年12月に「北町一丁目地区地区計画検討会」を発足し、密集事業終了後のまちづくりを進めるための新たなルールとして、地区計画の検討を進めてきました。この度、地区計画の素案を作成しましたので、区域内に土地・建物の権利をお持ちの方・お住まいの方を対象に「北町一丁目地区地区計画素案説明会」を開催しました。



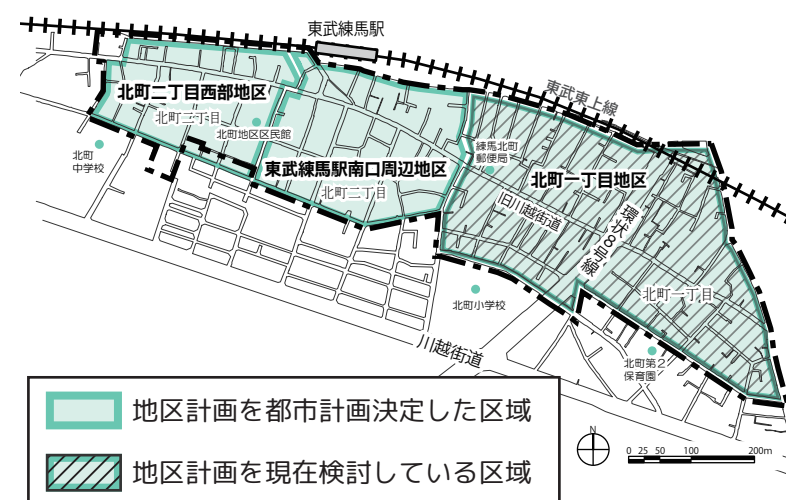
1日目

●平成31年1月25日(金) 午後7時～
会場：北町地区区民館2階（大広間）

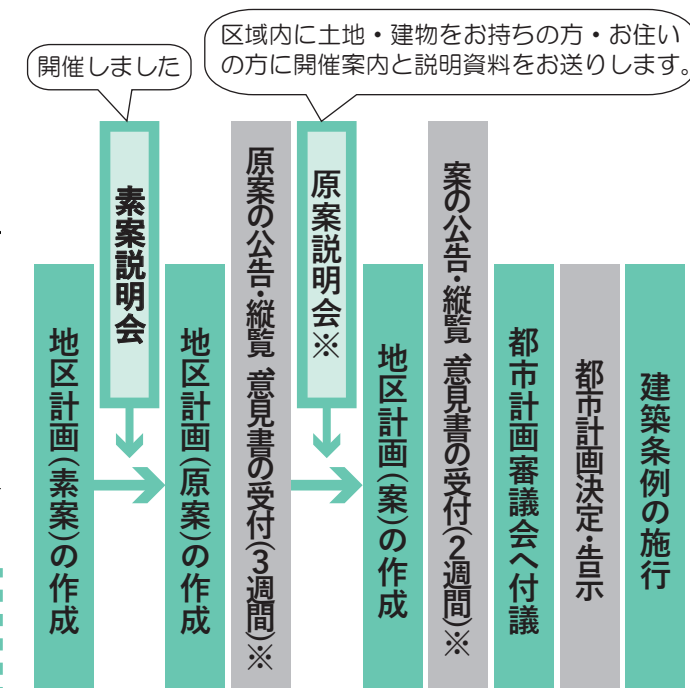
2日目

●平成31年1月26日(土) 午後13時～
会場：北町地区区民館2階（大広間）

◎北町地区と地区計画区域



◎今後のスケジュール



北町一丁目地区地区計画の素案の内容は、2、3ページでご紹介しています。

※は区報、ホームページにてお知らせします。

問合せ先

練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課
TEL：03-5984-4749（ダイヤルイン）
Fax：03-5984-1226
e-mail：TOUBU@city.nerima.tokyo.jp

担当：富田・堀江

北町一丁目地区 地区計画素案の内容について

密集事業から地区計画への移行

北町地区では、平成8年度から災害に強く安全で住みよいまちづくりを目指し、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）を進めてきました。この密集事業は平成31年度をもって終了を予定しています。

地区計画（まちづくりのルール）は、密集事業終了後のまちづくりを進めるための新たなルールです。

地区計画の目標

●災害に強いまちをつくる

狭い道路の改善、建て詰まりの解消および空間的ゆとりの創出を行い、防災性の向上と住環境の改善を目指します。

●魅力ある、安全で快適なまちをつくる

まちのにぎわいを大切にしながら、安全に通行できる道路空間の確保ならびに、公園を配置し、安全で快適なまちを目指します。

●住環境の保全と調和のとれたまちをつくる

秩序ある住環境を維持し、多様な世代が暮らしやすく住み続けられるまちを目指します。

地区計画の区域と地区施設



凡例	地区計画区域および地区整備計画区域
【土地利用の方針】	【地区施設】
旧川越街道沿道地区A	区画道路
旧川越街道沿道地区B	二等辺三角形の底辺3mの隅切り
複合住宅地区	公園1号

平成8年度～

密集事業

平成31年度
事業終了

平成26年度～

地区計画
の検討

地区計画の
策定・導入

土地利用の方針

①旧川越街道沿道地区A

②旧川越街道沿道地区B

暮らしに密着した商業空間の形成を誘導するとともに、住宅と商業が調和した中低層の市街地の形成を図ります。

③複合住宅地区

住宅、商業施設および工場等の相互の調和を図るとともに、防災性の向上とゆとりある住環境の保全を図ります。

地区施設の整備の方針

災害時の避難路や緊急車両のスムーズな通行を確保するため、密集事業で拡幅に取り組んだ路線を地区施設として位置付けます。

また、ゆとりある市街地環境を形成し、地域住民の身近な交流空間として、公園を配置します。

地区計画とは、都市計画法に基づくまちづくりの制度のひとつで、まちづくりの目標を定めて、それを実現するため、道路や公園の配置と、建物の建て方などのルールを定めるものです。

このルールは、建物を新築や、建て替えるときに個々に適用されます。このため、地区計画によるまちづくりは、建て替えに合わせて進んでいきます。

建築物等に関するルール

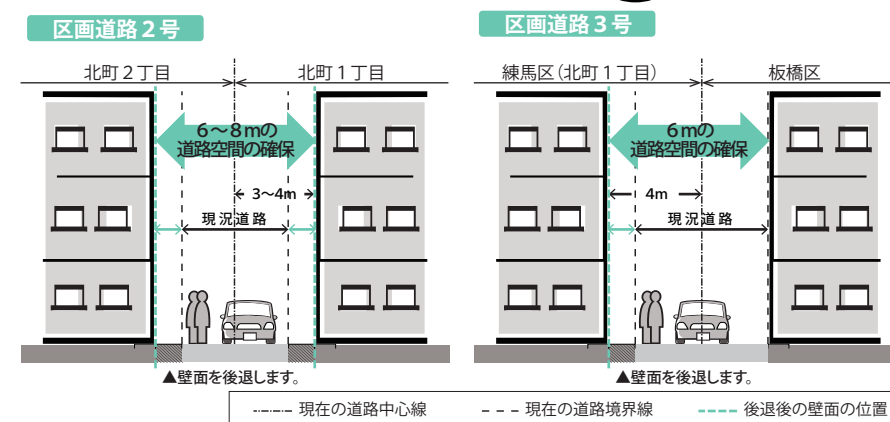
ルールの対象区域 **全域** 地区計画区域全域 **複住** 複合住宅地区のみ **沿道A** 旧川越街道沿道地区A **区2,3 および** 区画道路2、3号および隅切りに面する敷地

ルール1 道路境界線から建築物の壁面を後退するルール（壁面位置の制限）**区2,3 および**

区画道路2、3のうち、計画幅員に満たない部分においては、区画道路の境界線まで建物の壁面を後退することで、計画幅員を確保していきます。

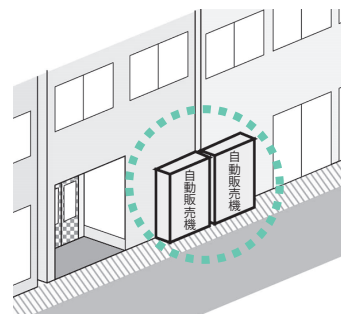
また、▲の箇所では、底辺3mの隅切りを設けられるよう壁面を後退します。

後退した部分の土地は、原則、区が買い取り、道路として整備を行うことで道路空間を確保していきます。



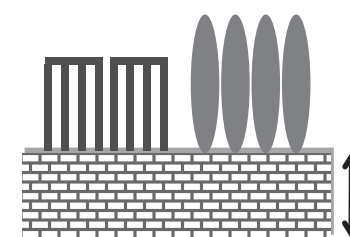
ルール2 工作物設置の制限 **区2,3 および**

ルール1により壁面を後退した区域には、道路空間を確保するため、門、へい、広告物、看板、自動販売機など通行の妨げとなるような工作物や植栽などを設置することはできません。



ルール4 垣又はさくの構造に関するルール **複住**

道路沿いの垣またはさくの構造は、防災性を高めるために、高さのあるブロック塀等を制限し、フェンス又は生け垣等とします。



高さ80cmまでの部分についてはブロック塀の設置が可能です。

ルール3 建築物の高さの最高限度 **沿道A**

良好な街並みや住環境を確保するために、旧川越街道沿道地区Aにおける建築物等の高さの最高限度は、30mとします。



ルール5 建物の形やデザインに関するルール **全域**

建築物の屋根または外壁の色彩は、周辺環境と調和した色彩にするとともに、形態、意匠は周辺の街並みと調和したものとします。

ルール6 隣地境界線から建築物の壁面を後退させるルール（壁面位置の制限） **複住**

複合住宅地区では、建て詰まりを防ぎ、日照・通風などの住環境を維持するため、原則として、壁や柱を、隣地境界線から50cm以上後退します。

